

○ 委員長

別にありませんね、次に進みたいと思います。94ページ、艇庫・ゲートボール場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

艇庫について維持管理費が約86万円ということになっていますが、基本的には倉庫だと思うんですがこの内訳は何でしょうか。

○ スポーツ振興課長

これは艇庫のありますところの草刈とか警備委託費用等でございます。あと、シャッターが一部壊れたこともございますのでそういったものも入っています。

○ 川上委員

現在の段階ですぐ改修が必要だということは無いんですね。改修が必要な時期はいつかということもあるかも知れませんが、一体どういう改修が必要かということもあるんだけど、費用はどれくらいかかると、何か検討されましたか。

○ スポーツ振興課長

改修に際しての費用については試算はまだ行っていません。ただ、これが建てられまして、昭和58年でございますので、ちょこちょこ補修という形ではやってきていますが、今後といったしましてやはり鉄鋼造という部分で芯になる部分も今から古くなっていくことを考えると考えればそれなりに掛かるという風には考えています。

○ 川上委員

私はわざわざ用途廃止してとか言うことじゃなくて現状のままでどうかなというふうに思いました。それからゲートボール場の方ですが、極端に利用者が少ない施設の場合はいろいろ考えますよということが書いてあるわけです。廃止又は用途の変更等を行うと書いてあります。この極端に利用者が少ない施設というのはどのくらいあるんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:09

再開 14:10

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

具体的な内容の中で記載していますが、このゲートボール場につきましては、地域にございます児童遊園を使ったりとか、国道の橋梁の下とかいろんな場所で利活用されている部分がございます。こういう中で例えば児童遊園内のゲートボール場あたりも全然使用されてなくて草が生えている状態のところもございます。具体的に何箇所ほどなるかというのは把握いたしておりません。

○ 委員長

以上で5ページから97ページまでの質疑を終結いたします。次に、98ページ保育所から134ページ飯塚市立病院、飯塚休日夜間急患センターまでの質疑を許します。

○ 川上委員

穎田第一保育所、第二保育所の跡地について売却ということになっています。これは今の段階からわざわざ売却と買い込まなくてはならないのでしょうか。

○ 保育課長

前も説明しましたが、平成21年4月1日よりこれは行政財産から普通財産に所管替えになりますけど、穎田第二保育所の跡地については民間譲渡したいと考えています。

○ 川上委員

だからこの実施計画に書き込まなくてはならんのかということを知っているんです、今。

○ 保育課長

財政的に厳しいことがありますので、売れる土地については売りたいと考えています。

○ 川上委員

それは保育課が答弁するんですか。どこの答弁ですか。所管が答弁するんじゃないですかね。

○ 行財政改革推進室主幹

これは2ページに計画を実施するに当たっての基本的な考え方というのを示させていただいています。この中の2番に公の施設の廃止後の跡地については他用途への変更それから特定目的の普通財産に予定しているもの以外は有償で譲渡することを原則とするということで、基本的な考え方といたしましては廃止後の跡地については売却というふうに考えています。

○ 川上委員

第一と第二とは微妙に表現が違いますね。第一の場合は民間譲渡売却も含め利活用策について平成21年度までに決定すると。第二のほうは民間譲渡するとすっきり書いてあるわけですね。これはどういうことで違いがあるのでしょうか。

○ 保育課長

第一の場合書いていますが、老朽化の状態と、地盤が軟弱であることから民間譲渡を含め利活用について考えていきたいということです。第二については先ほど申しましたけど売却ということで考えています。

○ 川上委員

第一が地盤軟弱なんですよ。地盤軟弱から売るんじゃないですよ、だから地盤軟弱の第一については民間譲渡も考えるけど、市として利活用を考えるということじゃないんですか。だから売却以外の利活用の考え方をもっているということ言われているんじゃないですか。おまけに考慮すべき事項の方では土地所有権の整理が必要だとか書いてありますが、これはどういうことですか。

○ 保育課長

この第一保育所の施設の土地については、全て調査しないと土地の中に、旧穎田町の時代ですけどまだ飯塚市に全てがなっていない部分がありますのでそういう分を書いています。

○ 川上委員

じゃあ長い間他人の土地の上に市の財産が立っていたわけですね。

○ 保育課長

まだ抵当権がついた部分の土地があるということでございます。

○ 川上委員

要するに民地の上に穎田第一保育所は建っていたということなんですか。

○ 保育課長

建物はあくまでも保育課の建物ですが、土地については名義変えが旧穎田町の時代になされていないものがあるということでございます。

失礼しました、進入、入り口のところににつきまして、土地について一部まだ旧穎田町時代にまだ名義変えがなされていない部分があるということです。

○ 川上委員

それは大体保育課が答弁することですか。もう移してるんですよ、管財にその土地は。だから、まだ保育課が答弁することなんですか。じゃあもう少し聞きましょうね、合併して2年半以上経つじゃないですか、それはいつ判ったんですか。

○ 保育課長

はっきりしたことは判りませんが旧穎田町時代から判っていたことだと思いますけど。

○ 川上委員

委員長、これはかなり重大な問題だと思うんですよ。それで少し休憩してでもきちんと経過

から委員会に判り易く答弁するように言っただけませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:30

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

大変申し訳ございませんでした、先ほどの答弁ですけど、申しましたように名義を変えていない部分がありますので、保育課がわかったのが平成19年の夏ごろわかりましたけど、名義が変わっていない部分もありますので、これについては今から再度調査しながらやっていきたいと考えています。

○ 川上委員

いかげんだということが判りました。それで名義が変わっていないということなんだけど、賠償行為というか、お金はやってるわけですか、土地を購入して。お金は渡しているけど登記をしていないということなんですか。

○ 保育課長

その面も含めまして検討させていただきたいと思っています。

○ 川上委員

あなた方は昨年の夏ごろ、夏ごろというのは幅が大きすぎますよ大体、何かの折にわかったわけでしょ。行革から指摘されたとか、監査から指摘されたとか、何かのきっかけで判ったわけでしょ。どうしてそういうことを素直にいわないんでしょうね。だから夏からこっちだって1年以上経ってるわけでしょ、そして名義を変えていないとか言うけどお金払ってるのか払っていないのかも調べてませんと、こんなだったら倒産しますよね。これはまた後ほどね、機会を見つけて質問します。

それで第一第二の保育所廃止、土地は売却含めて検討ということなんです、新しい保育所、これは税金を投入して造るんだけど、あなた方民営化の対象にこれをしてますね。民営化の対象から外しませんか。税金投入してね、すぐ民営化の対象にするというのは異常ですよ。民営化対象から外してください、どうですか。

○ 委員長

川上委員、民営化の問題点については厚生文教委員会で審議している最中ですので。暫時休憩いたします。

休憩 14:33

再開 14:34

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

本特別委員会が設置されました折にもですね、十分行革の方からも各委員の皆さん方にもお願いはさせていただいておるかと思っています。保育所の民営化、統廃合、サービスの質の向上のあり方につきましては別途、公立保育所運営検討委員会、また所管は厚生文教委員会の中で審議協議をお願いしていただいている経過がございますので、そのところは十分にご理解を、質問委員におかれましては十分ご理解を願いたいというふうに思っております。

○ 川上委員

私が最後にこの質問についての最後に一言いしましょう。潁田の第一第二保育所の廃止、新保育所の建設というのは、公立保育所のあり方の検討の中での大きな柱だったんです。その過程で公立保育所現在14ですかあるうち、最終的にはいくつ残すのかということをお市長におたずねしました、市長は本会議で一つ程度と言われたんです。ああ一つしか残さないのかという

ことなんです、ところが一方で児童社会福祉部長は六つというわけです、何がなんだかわからないんですよ。ここには単なる答弁の違いとか言うことではなくて、深いものを感じるわけですね。それで、そういう流れの中で、税金を投入して造ったばかりの保育所を民営化の対象として検討していくというのは異常すぎると思うんです。それについて本委員会の直接の審議じゃないなどといって答弁を拒否するのもこれまた異常だというふうに思います、そのことを指摘してこの質問を終わります。

○ 委員長

次に児童センターについて質疑を許します。

○ 川上委員

104ページから児童センター及び児童館のことについて素案が出ています。それで、放課後児童の健全育成の中核施設となる児童センターというふうに書いてあるんです。それでその箇所数を決定しますということが①で書いてあります。これはどういう意味でしょうか。

○ 児童育成課長

児童センター館につきましては、現在飯塚市21箇所各小学校区内で設置をしているわけですが、今後につきましては、その箇所数等につきまして、それから総体的な利用実態とか規模ですね、そういったものについて中核的になる児童センター館を検討していくということで、次世代の後期計画の中で検討していくというようなことでございます。

○ 川上委員

現在、本市においては児童センター、児童館で学童保育、児童クラブの事業が行われているんですね。それで、これを見ますと、児童センター、児童館の事業はその事業として、放課後児童育成事業、学童保育事業は学童保育の事業として別の施設でやりたいということなんです。それで、それに際しては104ページの一番下に書いてありますけれども、この児童センターの方については必ずしも小学校ごとに設置する必要があるかどうか考え直すということなんです。それで小学校が現在22なんですけど、統廃合やろうとしてるでしょ、教育委員会が、それに合わせて、その数にも合わせる考えは無いと。仮に22がいくつでしたかね、13か15でしたかね、になったからといってその数に児童センターを合わせるわけではないと。場合によって1つか、旧自治体ごとに5つか6つかという考え方もありますよということですかね。

○ 児童育成課長

ただいま議員の方が言われましたように、各小学校、統廃合になりましてですね、各小学校ごとということではなく、飯塚市全体的を見た中での児童センター館の設置数を検討するという考え方でございます。

○ 川上委員

そうしますと、少し本格的な児童センターのイメージが今まで本市ではなかったと思うんですね。学童保育的な児童センター、児童センター的な学童保育ということだったと思うんですけど、今あなた方がイメージしている児童センターはどのようなイメージですか。子どもたちはそこでどういう時間帯にどういうことをそこですることになるんですか。

○ 児童育成課長

児童センター館の目的といいますのは、児童に健全な遊びそれから健康増進を豊かにすることが目的でございますので、児童、18歳未満の児童を対象とした、そういった総合的な何と申しますか施設といいますか、そういった考え方をもっています。

○ 川上委員

私は他の自治体の学童を兼ねていない専用の児童センターを見学したことがありますけど、そういった感じにまでなるかどうかわかりませんが、それはそれとして、それを小学校ごとに置くとはい限らないという考え方はどういう考え方なんでしょうか。

○ 児童育成課長

現在の児童センターが各小学校ごとに21箇所あるわけですが、今後その中核的な施設ということで先ほども言いましたように旧町ごとに行くか、または飯塚市1本で行くかというのはそういったことについて、全体的な、総合的なことも含めた中で、次世代の行動計画の中で検討をしていただきたいと思っています。

○ 川上委員

小学校ごとに置くことを必ずしも当然と考えないという考え方がよく分からないんですよ。どうして小学校ごとに置くとは限らないよということを考えているのかを聞いてるんですよ。例えば筑穂だと上穂波に学童は学童で別にあったとして、児童館をおきますとなったら、内野とか内住とかそういうところからも来て下さいということになるわけでしょう、児童に、そういうことになるでしょう。

○ 児童育成課長

広域的なところからということで、校区外といいますか、そういうところからも児童センターを利用して下さいということです。

○ 川上委員

もしそれが飯塚で唯一の児童センターだったら吉北辺りからも行かないといけないんですね、行こうと思えば、そういう施設になるんですね。

○ 児童育成課長

ただいま言いましたように、広域的ということでなつてこようかと思ひます。

○ 川上委員

そうするとそれが104ページの下のほうに書いてありますけども、小学校の整備計画とあわせ利用実態や必要性等を整理検証し適正配置を考慮しながらと書いてあるんですね。これは実はお金があればそれぞれ造るけど、お金が無ければ1箇所だよという、財政面からの要求から来る判断が、本当はここに書いてないけども、ベースにあるのではないですか。

○ 児童社会福祉部長

ちょっと児童センター館と児童クラブ事業の専用施設、これ質問委員は十分理解してありますので聞き方によってはそこらへんが混同されるくらいがございまして。ここで104ページの下の方で言ってますのは、あくまでも児童クラブの専用施設ですね、これについては小学校の敷地内に今後とも整備していくのが望ましいのではないかと。あと課長が今答弁していますように、センター館は市内に21箇所ございまして、小学校が今後、どうしても小学校の今後のあり方が先行するようになりますけど、小学校が例えば統合されたあと、現在地にセンター館をそのまま置いておくということにはならないのではないかと、あくまでも小学校の今後の計画が進む中で小学校の敷地内に児童センター館ということではなくて、児童クラブ事業の専用施設、利用者につきましては小学校1年生から小学校6年生で利用者を特定すると。児童センター館につきましては15歳未満の児童の皆さん方が利用される施設となっています。今の利用実態が、児童クラブ事業が年間のべ約36万人くらいです。センター館を利用されるクラブ会員以外、これ高校生以下になりますけど、それが約3万数千人利用者があつていまして。そういったところの中で児童クラブ事業は専用施設として今後対応していきますと、じゃあそのセンター館の必要なカ所数、勿論、今後将来的にはセンター館は日曜祭日も開けるべきではないかとサービスの充実も図るべきと、利用者高校生以下が遊びに来て十分な対応出来るような公の施設にすると、そうなったときには今度は地域のコミュニティーの拠点となっています公民館との兼ね合い等も出てきます。そういった諸々のところを含めた中で来年の次世代育成支援対策行動計画の工期計画を策定するときにはですね、今後、平成26年までの後期計画の期間を睨んだ中でどういったセンター館の設置の仕方をしていくかということをお聞きさせていただきたいというふうに考えているところでございまして。

○ 川上委員

部長は答弁しそこなってるんじゃないですか。児童館と児童クラブ言い間違っていないですか。見直しに当たって考慮すべき事項の①なんですけど、これが少し分かりにくいんですね。事前に聞いても分かりにくいんです。児童センター等の用途廃止や学校施設への移設等に伴って、というふうにあるんですね。今回、別に児童センターを作ることになってると思ったんですけど、用途廃止となってるでしょ。あるいは学校施設への移設、そのときには有効利用策を考えますよというふうに書いてあるんですね。どういうふうに使うんですかというのと、その3行目から、地域住民にとって利便性の高い場所に立地していることを考慮しながら、子育て支援、高齢者障害者福祉、地域コミュニティ事業をやりますよと、これは現在の児童センター児童館がありますね、学童を使ってる、これを廃止した場合という意味ですか。ここがちょっと分かりにくいんですね。

○ 児童社会福祉部長

具体的な小学校の名前と児童センター館の名称を言った中で説明した方が判りやすいとは思いますが、たとえばAとBという小学校があるとします、AとBの児童センター館があります。AとBの小学校が統合されて別の場所に行きました、統合してCという新しい小学校が出来たとします。そしたらAとBの児童センター館はそのままになってるんですね、一応それはそのままにしておきますけど、Cという新しい小学校が出来たところに児童クラブ事業の専用施設を建設していただきたいというのが児童育成課の希望です、そうしたときにCという新しい小学校の中に、また新しい児童センターを建てるかというのはそれはまた検討しないといけないと、ただ統廃合になって残ってるAとBの小学校にセンター館がそれぞれあります、そのセンター館の用途をどうするかという問題が出てくるわけですね。そこでそれを廃止するものか、若しくは地域のコミュニティ、子育て支援の場所として使うものか、そこは小学校の統廃合の計画が進んでいく中でですね、後追いの格好になると思います、そこらへんの利用計画、整備計画を児童育成課の方で後追いでついていくというようなイメージになると思いますけど、言ってることわかるですかね、申し訳ありません。

○ 川上委員

今の説明は判りました。要するに学校が統廃合すると学校施設だけではなくて学童として児童館、児童センターが空きにあるよ、もったいないではないかということ言われてるんですね。それは判りました。

それで、次は児童クラブです。可能な限り学校施設内に専用施設を設置するというのがありますけども、現段階で校外にあるところがありますか。学童保育が。

○ 児童育成課長

児童クラブを実施しています箇所につきましては全て校内ということです。

○ 川上委員

だから新しい校舎を建てる場合でも極力中に児童館を置くということなんですね。

○ 児童社会福祉部長

新しい小学校が出来るときに私どもの立場でですね、希望としては一緒に建ててほしいという希望は持っていますけど、実際小学校の統廃合が具体的に計画策定される段階で私どもの方から教育委員会なり財政当局のほうにお願いをする内容になろうかと思います。既存の学校施設なり、さっき言ったAとBのセンター館の利用とか、それとか廃止になる小学校そのものの利用というのも当然考えていかないかんやろうというふうには考えています。

○ 川上委員

やはり、学校の再編問題は深刻ですね。何に使っていいかわからない建物がざくざく出てくるかも判らないという感じですね。ちょうど支所の上の方が空いてるのと変わらないですね。学童保育なんですが、具体的な内容の一番下の方に105ページの上の方ですけど、事業運営

に当たってはということで、民間ボランティア団体等に運営を委託すると書いてあるんですね、これを現実には当てはめてみると、統廃合の関係もあるかも知れませんが、大分と上穂波の指定管理者制度を廃止すると、そして民間ボランティア団体に委託するということになるんですか。この他は全部委託になってますもんね、だから大分と上穂波の指定管理者を廃止するというふうに読むんですけど、そのとおりですか。

○ 児童育成課長

児童クラブの委託につきましては旧筑穂を除きまして、現在、青少研の方に委託をしているわけです。筑穂につきましては平成22年までが社協の方に指定管理として委託をしているわけですけど、その関係につきましては、今後委託先とも協議をする中で青少研の方へというような考え方を持っているわけですけど、そういうことで一応22年度までについては社協の方ということでございます。

○ 川上委員

これは、同じ市の学童保育事業だと指定管理者あるいは委託で統一した方がいいんですか。

○ 児童育成課長

同じ事業をしていく中で、統一した考え方の中での事業の推進を図っていくということで、委託先については一本化をしていきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

慎重に検討する必要があると思うんですが、私は必ずしも何でもかんでも統一というふうに考えなくてもいいのではないかなと、その、それなりの長い歴史をもってその学童保育が着てるわけでしょうから、その伝統が活かせる様な柔軟な対応が要るのではないかなと思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に、106ページ、少年相談センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

106ページの少年相談センターです。2点聞きます。1点は3月の基本方針を打ち出した後の検討経過をお尋ねします。

○ 児童育成課長

少年相談センターにつきましては、現在嘉麻市と飯塚市、それから桂川町は設置してありません。そういったなかで担当レベルの中で協議をしたわけですが、確かに広域的に相談センター一本ですれば、非行防止、広域的な効果が出てくるというのは十分理解はできるところでございますけれども、統一することによりまして新たな経費と施設にかかる費用、広域になりますので人件費等がかかってきますので、そういった費用面を考えますと2市1町ですか財政的な面を考えますと現在のままでというのが協議の中での内容でございます。

○ 川上委員

児童育成課がこういう答弁をしないとイケないくらい市長、子どもの予算が厳しいということなんですかね。基本方針の時にはいかに広域でやらないとイケないかということが書いてあるし、そういう答弁でしたでしょう。ところが今の答弁はそれが望ましいんだけどお金がないから広域はしないという子どもよりお金という答弁なんですよ。そのお金がいくらあるのかと、いくらお金が足りないから広域をやらないんだということかなと思うんですよ。桂川だとか嘉麻とも話があったんでしょうけど、広域化を図るのにいくらお金が足りなかったんですか。

○ 児童育成課長

現在旧2市8町で相談センター業務にかかります経費につきましては全部で約660万円ほどかかっておるわけですが、これは人件費を除いた数字でございます。合併する前が広域的な相談センターを持っていたわけですが、1市6町でしていたわけですが、それが960万円ということで、これにつきましては、山田氏を除いた数字でございますので、

これに山田氏の分が入ってきますとまだ費用というのはかかるということで、詳細については試算をしておりますけど、合併することによってかなりの経費がかかってくるということでございます。

○ 川上委員

要するにあなた方は300万円くらいのお金を2市1町で出しきらないので、子どもの健全育成のために必要と思われる広域事業をしなかったんですね。違うなら違うと答弁してください。

○ 児童社会福祉部長

委員に指摘いただいております少年相談センター業務を予算的な問題だけで広域化を図るということではありません。担当課長が説明しておりますように、特に今年になりまして嘉麻市と桂川町の課長との打合せはさせていただいております。その中で確かに現在嘉麻市さんも桂川町さんも自主的に行政単位内での事業はちゃんとされております。これはある一つの当初の基本方針で挙げておりましたように、ネットワーク化というよりも広域事務組合的な少年センターというイメージを出しておりました。ところが結局お金の話になるかもしれませんけれども、打診をしました中では非常に負担金の問題は考えられませんということにはなっております。しかしながらまさに質問委員が言われるように、青少年問題につきましては非常に非行の件数もかなり減少はしているものの、非常に大きな問題となっております。ここの素案の中にも書いておりますように関係機関との連携、特に福岡県警直轄の少年サポートセンターはコミュニティセンター内に設置されております。それと行政機関、もちろん嘉麻市、桂川町との連携をとった中で東町の少年相談センターを核としてよりネットワークを強く結びつけた中で青少年の健全育成かつ同事業の推進には今後とも努めていく覚悟でおりますので、そここのところで決してお金がないからやらないということではありません。何も少年相談センターの管轄エリアを旧2市8町に広げるということをしなくても十分に今の行政組織の中で関係機関の連携を強めていけば、より効果の出る青少年の健全育成事業、相談センターの業務は十分に振興できるというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 川上委員

今日答弁されたことはつい2、3ヶ月くらい前に私がそのように聞いたわけです。覚えてあるでしょう。そのときお金のことを私は言いませんでしたけど。現状で密に子どもたちを見守る体制の方がいいのではないかと。広域が必要ならば桂川でも嘉麻でもそこそこで密に子どもを見守りながら相談活動しながら連携を独自にとっていくと、そういうことが大事じゃないかと言ったと思うんですよ。それにお金が必要ならばお金は財政出動しないといけませんよ。しかし先ほどからあなた方が広域はいるんだけどと言われて広域をしなかった理由はお金のことじゃないですか。ちょっと言葉がきついかもしれないけど、部長の答弁はきれいごとですよ。お金のことを課長からみんな言っているんだから。児童育成についてはやっぱりお金のことも考えないといけないだろうけれども、そこを矛先を変えらうのか、ごまかすようなやり方ではいけないと思います。それを指摘してこの質問を終わります。

○ 委員長

次に、108ページ、つどいの広場飯塚について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

108ページですね。つどいの広場飯塚は今後も継続して現状どおりNPO法人に無償貸与するというふうに書いてあります。ここで聞きたいのは、108ページの一番下に書いてある見直しにあたって考慮すべき事項の中で子育て支援事業を充実発展させることは本市にとって最も重要な課題の一つであることから、公・行政と民との役割分担を明確にした中で民間ボランティア団体等の常に情報意見交換しながら云々とあるわけです。私が見えないのは公と民の役割分担というのをどういう文脈で意味合いで使っているのかこの中から読み取れない

んですよ。これを説明してください。

○ 児童育成課長

つどいの広場につきましては、鯉田の幼稚園跡地を有効活用するというところで平成15年4月に組織されたNPO法人に現在貸与しているところでございますけれども、つどいの広場につきましては、民間のボランティアによりまして自主的また子育ての支援がなされております。そういったなかで運営につきましてはお互い情報交換を行いながらこのつどいの広場の運営に携わるといいますか、一緒になって飯塚市の子育ての支援を図っていこうという考え方でございます。

○ 川上委員

今の説明では役割分担が明確でない。一緒になってがんばっていこうというのはありましたけど、行政は何をするのか、民というのはNPO法人のことでしょう、この場合は。NPO法人は何をするのかこれがわからないんですよ。これを使う意味が。私がこれについて質問しませんが、この部分については。大事なことは行政の側の覚悟の問題だと思うんですよ。行政はここまでですよと、それから先はご自由ということじゃないでしょう。行政は全体としては把握するわけでしょう。そしてここは無償貸与ですから。何をやってもどうぞというわけにはいかないでしょう。その場合こういう文章の書き方をするのかなど。それから、この項目の最後ですけれども、意見交換しながら事業の充実や新たな事業展開のための人材確保策について連携・協力と書いてあります。この事業の充実はわかるんですけども、新たな事業展開。そのための人材確保についても連携協力というのはどういうことでしょうか。観光協会に人が入るのに予算出しましたね、補助金を。飯塚市が300何十万円か。そのようなイメージのことでしょうか。どうですか。

○ 児童社会福祉部長

事業の充実や新たな事業展開のための人材確保策についてのところでのお尋ねかと思えますけれども、つどいの広場の事業につきましては、不登校児の問題とか子育て支援のサービスとか障がい児の対応の問題とか、ボランティア活動をフルに活用していただいた中での子育て支援策は平成15年からお願いをしているところでございますけれども、一つは本年度に至りまして、子育て支援サービスの事業を充実するために、例えばファミリーサポートセンター事業を始めさせていただいております。この事業内容につきましてはお願い会員さんとお任せ会員さん、かなりの研修をしてもらわないけませんけど、そういったところで例えば買い物に行くとか冠婚葬祭があるとか、そういったときに子どもを預かっていただく会員さんと、預ける会員さん、そういった委託事業もお願いさせていただいた中で、今ボランティアの人材確保に努めていただいております。そういったところでの一つの管の役割と民の役割というところの一つの形にもなるかとは考えておりますけれども、今後とも子育て支援の充実につきましては行政と各ボランティア団体住民の皆さん方と連携した中での事業の充実を計ってまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

関連ですか。江口委員。

○ 江口委員

つどいの広場飯塚、この事業自体、この市施設自体は統廃合によって廃園となった鯉田幼稚園を有効活用していただいているわけですが、ここに書いてあるのは、この建物自体をどうしようかというような形であると思えますが、このつどいの広場という事業自体がございますね、今も鯉田の1箇所しかやっていないんですけど、これをどうやって展開をしていくのが、それが子育て支援策をどうやって拡充するかにかかると思っております。各地区の公民館等々ございます。その中でつどいの広場事業をやっている自治体も数多くあります。飯塚市、全市からこの1箇所に来るといっては現実的に不可能な部分もございます。そういった部分も考

え合わせてその事業展開については公民館の利用、それこそ多機能化等もありますので、そういったものを考えていただきたい。そのことをお願いをいたします。